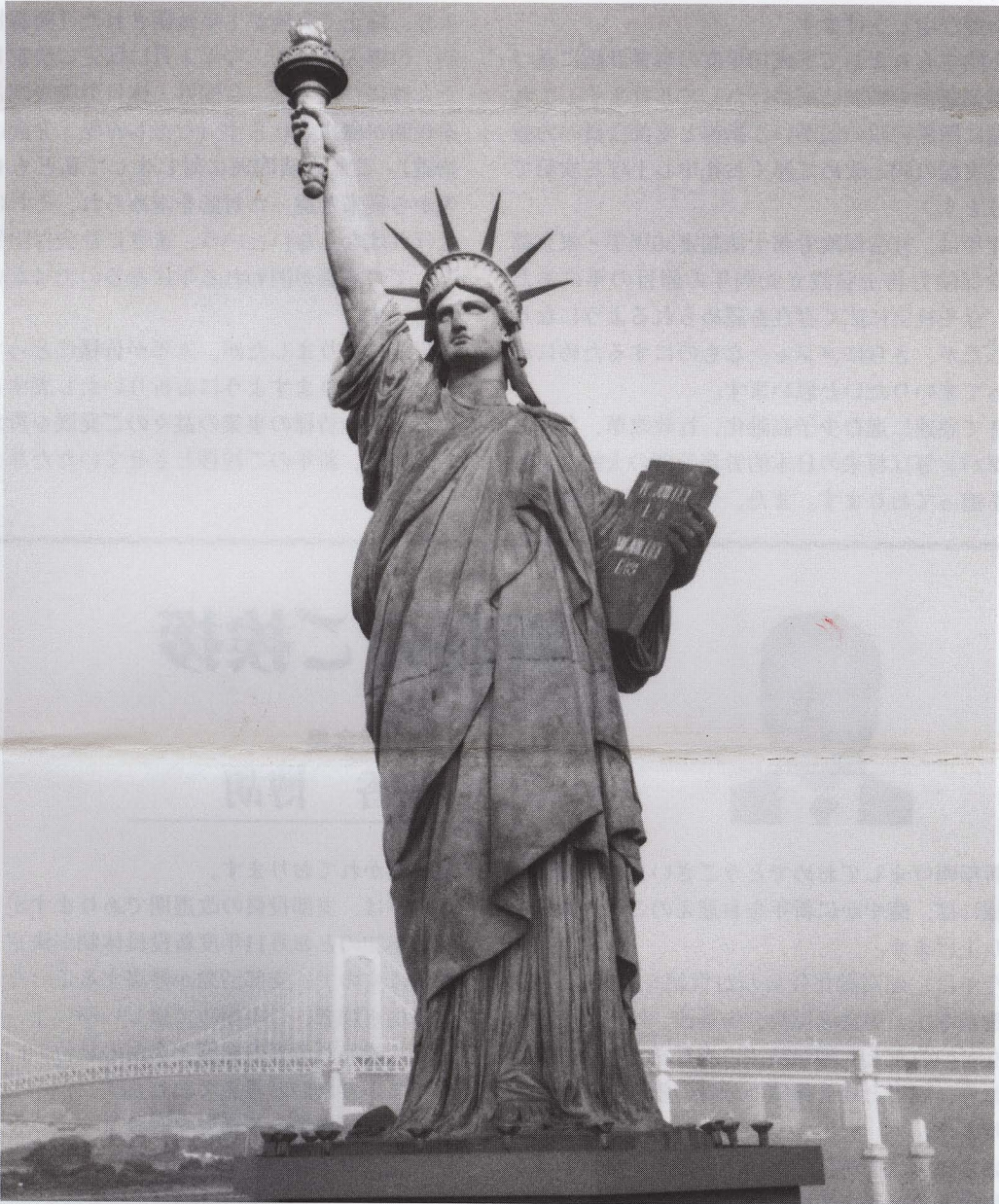


東京都社会保険労務士会 会報

千代田・中央支部

事務局 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13-1 旺巧ビル
柏木労務管理事務所内 ☎03 (3295) 4651 発行人 柏木弘文



朝日をあびる女神像・お台場にて

牧野武夫会員撮影



年頭のご挨拶

東京都社会保険労務士会 千代田・中央支部

支部長 柏木 弘文

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。支部会員の皆様には、ご健勝で新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

お陰をもちまして平成10年度の事業計画に基づく事業運営も順調に推移いたしております。これも偏に関係行政の温かいご指導と支部会員の力強いご支援の賜と改めて厚くお礼申し上げる次第であります。

昨年は、社会保険労務士法制定30周年・東京都社会保険労務士会設立20周年の節目の年にあたり、今や社会に広く存在を認められるようになりましたが、さらにメジャーなものにするために頑張っ

てまいりたいと思います。さて急速に進む少子高齢化、行政改革、各種ビッグバン等は将来の日本的労務管理の大幅な見直しを迫っております。また、今後の雇用や働き方

に大きな影響を与える改正労働基準法が成立し、約50年ぶりの「抜本改正」となりました。これにより、修正で実施が1年延期された「新裁量労働制」の導入を除き、今年4月には先に決定していた女性については、時間外・休日労働規制と深夜業規制が廃止されます（ただし育児・介護は緩和措置）。これら諸問題に対しまして私どもも顧問先から従来と違った対応を求められ、それに応えなければならないという、まさに社会保険労務士としての真価が問われる年になるのではないかと思います。

最後になりましたが、本年が皆様にとって実り多い年になりますようにお祈りいたしますとともに、会員の皆様の事業の益々のご発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



新春のご挨拶

第二部会長

浅香 博胡

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年は、超高齢化社会の21世紀を目前にして、労働基準法、男女雇用機会均等法、厚生年金保険法などの改正と介護保険法の施行を1年後に控えており、雇用と社会保障の分野の転換期を迎えております。

さらには、経済社会は極めて厳しい経営状況から脱することができず、中小企業は厳しい経営環

境に置かれております。

本年は、支部役員の改選期であります。すでにご承知のとおり11年度新役員体制が決定されておりますので、支部活動が停滞することなく新体制に引き継ぎ、この極めて厳しい環境下、多少なりとも我われ業界の発展と会員の地位の向上に努めてまいりたいと考えております。

皆様のご支援・ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。



新年のご挨拶

東京都社会保険労務士政治連盟 千代田・中央支部

支部会長 **金綱 久夫**

新年明けましておめでとうございます。皆様には健やかに新年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。昨年の参議院選挙に際しましては、皆様には何かと多大なご協力を賜り、ありがとうございました。本年は時局多難な折から、総選挙も予想されています。またこの4月には統一地方選があります。皆様にはまたいろいろご協力をお願いすることになると思いますので、何卒よろしくお願いいたします。

昨年は、多年の提案でありました社会保険労務士法が一部改正されましたが、私たちにとっては、まだまだ十分なものではありません。引き続き制

度改善に努力していききたいと思います。それには、日頃から制度に理解ある議会の諸先生のご協力が何より大切です。

今後とも、議員の諸先生との交流を深くして、制度の発展にご尽力をお願いしたいと思います。

一方、政連の財政は会費未納の方が多く、極めて厳しい状況になっています。規制緩和の波が高まっている現在、制度発展のためには政連の必要なことのご理解とご認識をいただき、改めて、皆様のご協力をお願い申し上げる次第です。

本年の皆様のご活躍をお祈りし、新年のご挨拶といたします。



年頭のご挨拶

第一部会長

橋本 敬司

支部会員の皆様明けましておめでとうございます。

日頃、第一部会の事業につきまして多大なるご理解とご協力をいただき誠にありがたく、ここに改めてお礼申し上げます。おかげさまで仰せつかりました第一部会長の職責も何とか任期を全うできそうであり、重ねて感謝申し上げます。

さて、経済状況が未だ不透明な時期におきまして我われを取り巻く環境は厳しいものがあります。240名を超える支部第一部会会員の皆様におかれましても、日夜苦闘と工夫の連続ではないかとご推察いたします。

しかしながら、社会が我われを求めているとの認識に立って日々邁進してゆく他に活路は見いだせないのではないかと確信いたしております。

受験者数が3万人を超え今日最も注目されている社会保険労務士ではありますが、その社会的使命を考えますと、我われ一人ひとりの努力なくして時代の要請に応えることはできないと考えます。

「努力は必ず報われる」この言葉を日本中が忘れて狂奔したのがあのバブルでありました。今こそ、私たちは地に足をしっかりつけ、我が国の再生に寄与しなければならないのだと思います。またそれは、我われこそが担ってゆかなければならないことなのではないでしょうか。何故なら、我われは30年間一貫した信念をもって行動してきたからであります！

ここに改めて、1999年という年が会員皆様にとりまして最良の年となることを祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

労働基準法が改正されました

1

労働時間法制の改正点

〔1〕変形労働時間制

① 1ヵ月単位の変形労働時間制(法第32条の2)

- ・現行の就業規則その他これに準ずるものに定める方法のほかに、労使協定に定める方法が追加。

② 1年単位の変形労働時間制(法第32条の4)

- ・途中退職者や途中入社者にも適用が可能に。
→ただし、実勤務期間を平均し、週40時間を超えた時間には時間外労働の割増賃金の支払い義務が発生。
- ・労使協定で繁忙な時期を、「特定期間」として定めた場合は、特定期間中に限り、連続して労働させることができる日数の限度が通常の変形期間よりも多くなる。
- ・区分期間を現行の3ヵ月以上から1ヵ月以上に短縮。
→この場合、事前の労使協定では、最初の区分期間以外は、各区分期間の総所定労働日数と総枠の所定労働時間数だけを規定。
- ・限度時間、連続労働日数のほか、変形期間に設定可能な所定労働日数の限度も制限。



〔2〕裁量労働制(法第38条の4)

- ・現行の裁量労働制のほかに、新しい裁量労働制を創設。
→平成12年4月1日から施行。

- ・新裁量労働制は、本社など基幹事業場に労使委員会を設置し、行政官庁に届け出ること、労使委員会で対象業務の範囲など7つの事項について決議をし、その決議内容を行政官庁に届け出ることなどが要件に。
- ・労使委員会が対象業務として決議できるのは、事業運営上の重要な決定が行われる事業場における企画、立案、調査、分析の業務(使用者が業務遂行の手段・労働時間の配分の決定をしないこととする業務に限る)。

〔3〕時間外・休日労働(法第36条)



- ・労使協定で定める時間外労働の上限時間について労働大臣が基準を制定。
- ・労使には、労働大臣が定めた基準の範囲内で三六協定を締結する義務。
- ・育児や介護など家庭責任を有する女性には、通常よりも低い基準を適用。

〔4〕休憩時間(法第34条第2項)

- ・労使協定を締結することを条件に、一斉休憩の原則が適用除外に。

〔5〕年次有給休暇(法第39条)

- ・勤続3年6ヵ月以降、継続勤務期間が1年増すごとに年次有給休暇は2日ずつ増加。

去る平成10年9月30日、改正労働基準法が公布され、都道府県労働基準局による紛争解決の援助部分は10年10月1日より、それ以外の部分については今年の4月1日より施行されます。改正労働基準法のあらましについてお知らせいたします。

2 労働契約法制の改正点

〔1〕適用事業

- ・号別適用方式を廃止し、包括適用方法に変更。
- 適用事業の範囲を定めた法第8条は削除し、1号から17号までの号別の業種区分は別表に記載。

〔2〕労働契約

①労働契約の期間（法第14条）

- ・①新商品、新技術の開発などに必要な高度の専門的知識、技術、経験を有する労働者を新たに確保する場合②事業の開始、転換などのために必要な高度の専門的な知識、技術、経験を有する労働者を新たに確保する場合（業務が有期のもの）③60歳以上の高齢者を雇用する場合——は、契約期間の上限を3年に延長。

②労働契約締結時の労働条件明示（法第15条）

- ・書面明示を義務付ける範囲を、現行の「賃金に関する事項」から「賃金及び労働時間に関する事項その他命令で定める事項」に拡大。

〔3〕使用証明（法第22条）

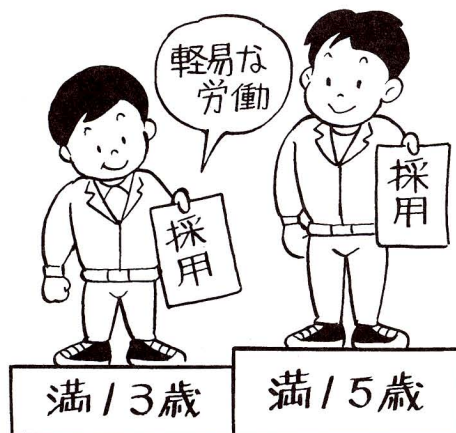
- ・使用証明の記載事項の範囲に、退職の事由（解雇の場合にはその理由を含む）を追加。

〔4〕就業規則（法第89条）

- ・別規則とすることができる範囲の制限が廃止され、項目に関係なく、別規則化が可能に。

〔5〕年少者（法第56条）

- ・最低年齢を満15歳に達した日の属する年度の終了までに引き上げ。
- ・軽易な労働の許可に係る年齢を満13歳に引き上げ。
- 平成12年4月1日から施行。



〔6〕その他

①紛争解決の援助（法第105条の3）

- ・都道府県労働基準局長が、労働条件についての紛争の解決のために必要な助言、指導をすることができるシステムを創設。

②法令等の周知義務（法第106条）

- ・使用者が労働者に周知しなければならないものとして、法令、命令の要旨、就業規則のほか、労使協定、労使委員会の決議を追加。
- ・周知方法について、現行の方法（常時各作業場の見やすい場所に提示し、または備え付ける方法）に、「書面を交付することその他命令で定める方法」を追加。

③労働者代表の選出方法（労働省令）

- ・労働者代表の選出方法を労働省令に規定。

入所者の主な傷病、 第1位は「痴呆」

平成9年老人保健施設調査の概況

老人保健施設の利用者の主な傷病は、入所者では「痴呆」が最も多く、約3割を占めていることが、厚生省の「平成9年老人保健施設調査の概況」でわかった。

老人保健施設とは、けがや病気で寝たきりの状態にある老人などの看護やリハビリを行う施設で、調査によると、平成9年10月1日現在の施設数は1,853施設、入所者定員数は16万2,180人、前年に比べ336施設（22.1%増）、2万9,734人（22.4%増）それぞれ増加した。そのうち、痴呆性老人であって、問題行動（徘徊等）の著しい入所者の療養を行う「専門棟」の定員数は1万3,423人と前年より3,969人（42.0%増）増加した。

一方、平成9年9月中の利用者は25万9,097人、内訳は入所者が16万2,971人、通所者が9万6,126人だった。利用者を性別にみると、「男性」が6万8,526人（26.4%）、「女性」が19万5,71人（73.6%）で「女性」が「男性」の2.8倍になっている。利用者の平均年齢は、入所者が83.0歳、通所者が80.6歳だった。利用者の主な傷病は、入所者では「痴呆」が最も多く32.0%を占め、脳血管疾患30.5%、高血圧性疾患5.5%と続く。通所者では、「脳血管疾患」が28.5%と最も多く、次いで「痴呆」の18.8%、「高血圧性疾患」となっている。入所者で「痴呆」が「脳血管疾患」より多くなったのは調査開始以来初めて。

今冬のボーナス

日経連がこの冬のボーナスの妥結状況の中間まとめを発表した。それによると、全産業平均の妥結額は81万6,294円で、昨年冬に比

べて15.3%下がっている。なかでもこの冬のボーナスだけを交渉した企業の平均は、74万4,671円と昨冬より4.18%落ち込んでおり、時を追って悪化している景気動向を反映している。冬のボーナスが前年比で減るのは、調査が始まった1959年以降では、62年の2.5%減、75年の4.0%減、93年の0.91%減に続いて4回目である。

大幅に減少するも 4年連続の赤字

平成9年度健康保険組合決算見込

健保連は、このほど平成9年度の健保組合経常収支決算（見込）を公表した。それによると、平成9年度の健保組合財政は、平成9年9月の健保法等の改正により、支出の伸びが6年ぶりに収入の伸びを下回ったものの、経常収支では平成6、7、8年度に続く4年連続の赤字となった。加入する1,813組合の経常収支は17億円の赤字となっており、昨年度、1,975億円の赤字と比較し大幅に減少した。今回の赤字額の大幅な減少は、平成9年9月実施の健保法等の改正①被保険者本人一部負担の1割から2割への引き上げ、②老人外来時一部負担の負担方式の変更、③老人入院時一部負担の引き上げ、④薬剤一部負担金の導入などが主な要因とされる。これにより、被保険者1人当たりの医療給付費が前年度比2.29%減と12年ぶりにマイナスの伸びとなったほか、老人保健拠出金も同1.05%増と最近5年間では最も低い伸びとなった。しかしながら、依然、全組合の6割に近い1,001組合（55.2%）は赤字で、その赤字総額は1,590億円となっている。平成9年4月の消費税引き上げ以降、顕著となった景気の低迷を背景に、保険料収入の伸びにはあまり多くを期待できず、健保組合財政は依然として厳しい状況にある。

東京会の理事候補者（支部長を含む） 及び代議員候補者の当選者名簿（届出順）

支部長立候補者 定足数 1名

無投票当選 1. 柏 木 弘 文

理事立候補者 定足数 13名

無投票当選 1. 山 本 弘 之
2. 金 綱 久 夫
3. 橋 本 敬 司
4. 内 藤 晃 一
5. 新 井 功 一
6. 浅 香 博 胡
7. 新 堀 英 行
8. 吉 瀬 君 江
9. 渡 邊 和 洋
10. 大 槻 哲 也
11. 古 川 泰 一 郎
12. 恩 田 和 明
13. 相 馬 誠 一

代議員立候補者 定足数 38名

無投票当選 1. 笠 原 正 造
2. 中 林 政 雄
3. 大 森 秀 雄
4. 横 尾 直 子
5. 勝 本 京 子
6. 松 林 清 雄
7. 亀 割 千 代 子
8. 雨 宮 功
9. 滝 口 修 一
10. 牧 野 武 夫

代議員立候補者

無投票当選 11. 小 林 幸 雄
12. 段 下 正 志
13. 宮 田 正 子
14. 森 俊 介
15. 大 畑 雅 弘
16. 小 林 包 美
17. 半 沢 公 一
18. 味 園 公 一
19. 山 崎 雅 也
20. 高 根 祐 司
21. 本 間 邦 弘
22. 小 島 史 明
23. 加 藤 孝
24. 相 澤 康 生
25. 玉 上 信 明
26. 望 月 敏 夫
27. 吉 田 和 子
28. 石 川 英 豊
29. 松 山 敏 子
30. 吉 田 金 太 郎
31. 島 田 有 貴 子
32. 稲 葉 小 一 郎
33. 佐 々 木 俊 世
34. 山 本 金 治
35. 森 萩 忠 義
36. 細 川 宏 美
37. 関 根 康
38. 藤 井 絢 子

	入会年月日	氏 名	地 区	形態	入会年月日	氏 名	地 区	形態
新入会員 を紹介 します	H10.8.1	兼松直哉	麴町	勤務	H10.9.1	中野直	神田	開業
	〃	高橋広文	神田	開業	H10.10.1	清水勝智	神田	勤務
	〃	吉村亜矢	神田	開業	〃	中村幸夫	神田	勤務
	H10.9.1	鈴木正喜	麴町	勤務	〃	坪井美由紀	日本橋	開業

平成10
年度

労働・社会保険関係街頭相談実施

中央地区協議会（千代田・中央支部、文京支部、台東支部）主催で平成10年10月27日（火）に上記の件を実施しました。

おかげさまで大盛況でした。相談員をはじめ、当日応援いただきました会員の皆様ありがとうございました。

概要は次のとおりです。

場 所：営団地下鉄 上野駅

相談員：細川宏美氏、味園公一氏、小室豊氏、小澤薫氏

相談件数：90件

また当日は街頭相談コーナー応援者として、以下の方々にご協力いただきました。

赤森伸子氏、雨宮功氏、新堀英行氏、大畑雅弘氏、府川洋輔氏、吉瀬君江氏、段下正志氏、内藤晃氏、橋本敬司氏、柏木弘文氏

平成10年度 労働・社会保険関係 街頭相談実施結果

調 査 内 容	件 数	%
厚生年金保険	46	51.1
国民年金	13	14.4
健康保険	5	5.6
国民健康保険	1	1.1
労働基準法	3	3.3
雇用保険法	11	12.2
労災保険法	1	1.1
労務管理＋その他	2+8	11.1
合 計	90	100.0

各社会保険事務所主催 街頭相談協力者

麹町社会保険事務所

10/16(金) 小室豊氏 11/6(金) 味園公一氏

神田社会保険事務所

11/5(木) 小澤薫氏 11/6(金) 小室文菜氏

日本橋社会保険事務所

10/29(木) 石山幸子氏 11/6(金) 伊藤賢治氏

京橋社会保険事務所

11/5(木) 府川芳江氏 11/6(金) 田立信之氏

以上8名の皆様ご苦勞様でした。



私は月に一度地域の探訪会に参加して歴史や文化を学んだり、施設などを巡って詳しい人に説明を聞き、時として芸能も楽しめます。

先日、区の文化祭で民踊大会を見ていたと
きのこと、20余りの会が3～10名位で踊っ
ていたが、中に90歳になろうという女性が舞
台の上でライトを浴びながら楽しそうに、し
かもしっかりした足取りで踊っていました。

その顔は生き生きしていたし、その身体全
体に余裕というか、ゆとりのようなものを感じ
ました。

新年を迎えて今年の目標として90歳にな
っても生活を楽しめるようなものを求めて探
訪会に参加しようと思います。

(Y・F)